

解答及び解説

- ※10分を超えて復習する必要はありません。
- ※解答時間5分、復習時間10分までとしてください。
- ※最後のページに回答一覧があります。

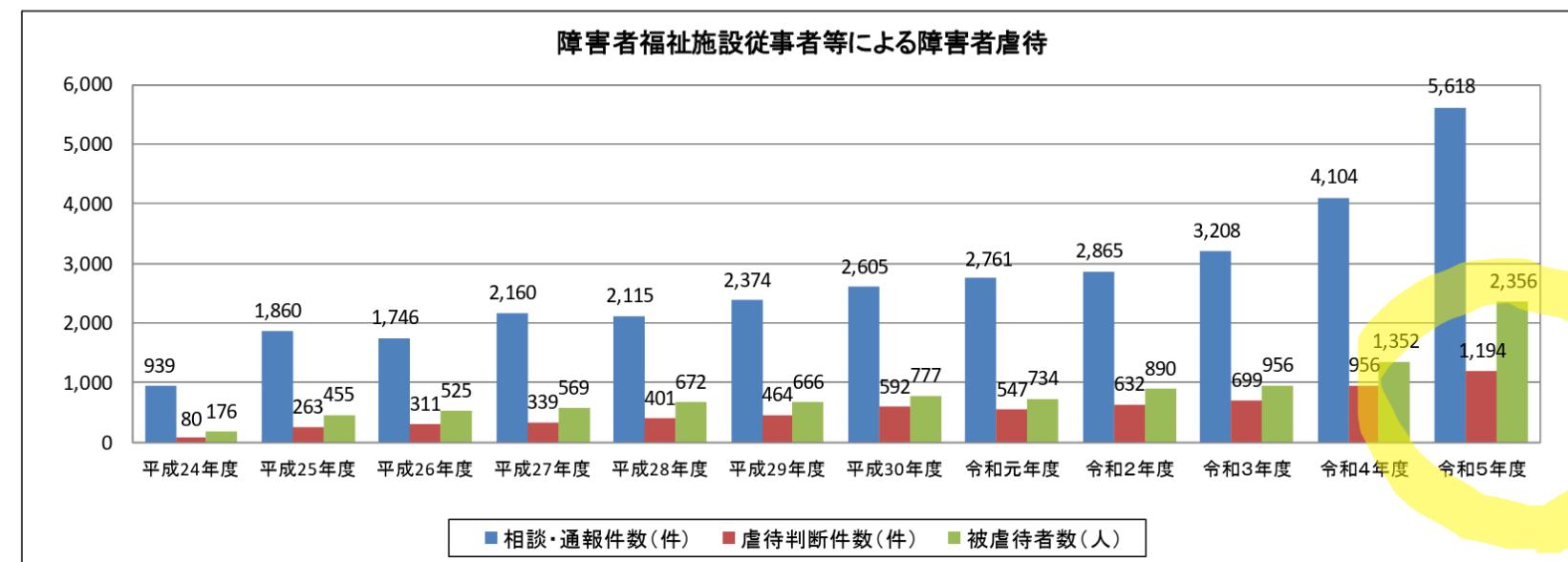
障害者虐待の 発生状況（令和5年度）

2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和5年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,618件であり、令和4年度から1,514件(36.9%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は1,194件であり、令和4年度から238件(24.9%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,356人であり、令和4年度から1,004人(74.3%)増加。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



厚生労働省「令和5年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」

虐待防止法の 5つの類型 (障害者虐待 防止法2条7項)

- ・一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
—身体的虐待
- ・二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
—性的虐待
- ・三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
—心理的虐待
- ・四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
—ネグレクト
- ・五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
—経済的虐待

通報義務 (高齢者虐待 防止法 21 条 1 項)

- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等
- 第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- ⇒ ・施設職員（=法人・事業所ではない）は、
- ・虐待を受けたと思われる（=確証までは不要）高齢者を、
 - ・市町村に通報する義務がある
- ⇒ もっとも、通常は、事業所から市町村に連絡することになる。

介護施設・事業所等で働く方々への
身体拘束廃止・防止の手引き



1-2. 身体拘束とは

身体拘束とは、「本人の行動の自由を制限すること」です。

身体拘束は、本人の行動を、当人以外の者が制限することであり、当然してはならないことです。

緊急やむを得ない場合であっても、当人以外の者が、本人に対して、非常に強い権限行使する重みを理解し、本人の尊厳を守るために、適正な手続きを極めて慎重に行う必要があります。

そして、これまで示されてきた「身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為」の11項目は、あくまでも例示であり、他にも身体拘束に該当する行為があることに注意が必要です。

身体拘束とは

身体拘束とは「本人の行動の自由を制限すること」である。

(令和3年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業「介護現場における適切なシーティングの実施に係る事例及び研修に関する調査研究事業（高齢者の適切なケアとシーティングに関する手引き（追補版））」より一部改変)

「身体的拘束等」とは、介護保険法に基づいた運営基準上、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、入所者（利用者）の「生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならず、原則として禁止されている。

本手引きにおいては、介護保険法に基づいた運営基準上の「身体的拘束等」と「身体拘束」を同義として用いている。

なお、「緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為とされており、本人の居住地自治体に相談・通報が必要である（厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」より一部改変）。

身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為(例)

身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為には、次のような行為が挙げられている。
しかし、これらは、あくまでも例示であり、他にも身体拘束に該当する行為があることに注意が必要である。

- ①一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを綱(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、
手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、
車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)より抜粋



身体拘束に該当する行為か判断する上でのポイントは、「本人の行動の自由を制限しているかどうか」です。大切なのは、本人に向き合い、アセスメントを十分に行い、施設・事業所の組織および本人・関係者等で協議し、身体拘束廃止・防止に向けた取り組みを定期的に見直し、改善していくことです。

刑事罰

- ① 身体的虐待：刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
- ② 性的虐待：刑法第176条不同意わいせつ罪、第177条不同意性交等罪（令和5年7月改正）
※性的姿態等撮影罪
- ③ 心理的虐待：刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
- ④ 放棄・放置：刑法第218条保護責任者遺棄罪
- ⑤ 経済的虐待：刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪
※ただし、刑法第244条、第255条の親族相盜例に注意。

総合支援法上 の定め

- ・ (虐待の防止)
- ・ 第四十条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - ・ 一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - ・ 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 障害者施設での職員による虐待は、年間（令和5年度）、約（ア、1200件、イ、500件、ウ、100件）発生している。
- 障害者虐待防止法上、虐待の種類はいくつありますか？
答え （ 5 ）個
- 同法上の、虐待類型全てを答えてください。
答え （ 身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待 ）
- 次の問題について、○又は×で回答してください。
（ × ） 虐待があるときは、通報義務があるが、虐待疑いのレベルでは通報義務はない
（ × ） 虐待通報義務は、上司に報告することである
（ × ） 本人に意思能力がなくても、親族の同意があれば、身体拘束は認められる
（ × ） 故意がなければ、虐待に該当しない
（ × ） 虐待防止法上、罰則がないから、虐待行為を行っても刑法に違反することはない
- 総合支援法上、虐待防止措置として、次の義務が定められている。空欄を埋めてください。
(虐待の防止)

第三十七条の二 指定居宅介護事業者は、（ 虐待 ）の発生又はその（ 再発 ）を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する（ 委員会 ）（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を（ 定期的 ）に開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための（ 研修 ）を定期的に実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための（ 担当者 ）を置くこと。